

通級による指導を始める
高等学校教員のための
ガイドブック

特別支援教育の推進

○特別支援教育の理念	○校長の責務	○特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組	1
------------	--------	---------------------------	---

校内支援体制の構築

校内支援委員会の設置 / 支援教育コーディネーターの役割	2
関係機関との連携 / 障害者差別解消法	3
合理的配慮 / 基礎的環境整備	4

高等学校における通級指導教室

通級による指導	5
法的根拠	6
自立活動	7
通級による指導の目標・内容設定のプロセス / 自立活動実践事例	8
通級による指導の実施の流れ(例) / 生徒・保護者・中学校等への周知	9
評価・単位認定 / 通級指導教室の環境整備	10

生徒指導の展開

実態把握	11
候補となる対象生徒の決定 / 生徒・保護者へのアプローチ / 個別の教育支援計画・個別の指導計画	12

通級による指導実践事例

No.1 自己表出・自己肯定感・集団・グループワーク	18
No.2 アンガーマネジメント・コーピング	20
No.3 優先順位・スケジュール管理・忘れ物	22

資料

○教職員の気づきシート	24
○行動観察等によるアセスメントシート	25
○高校生活支援カード	26
○個別の教育支援計画	30
○個別の指導計画(通級用)	34
○通級による指導の年間計画表	35
○通級による指導記録表	36

根拠法令・参考文献

特別支援教育の推進

平成19年4月1日付け 文部科学省初等中等教育局長通知より抜粋

○ 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

○ 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

○ 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

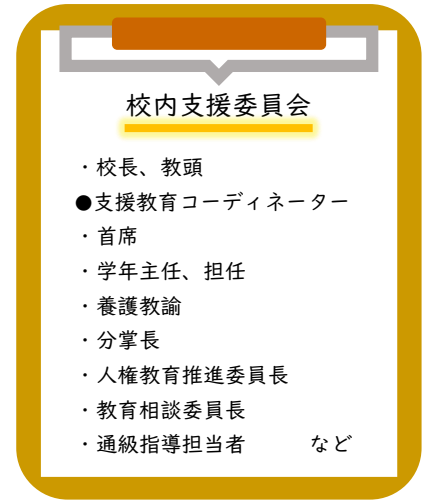
- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上



校内支援体制の構築

校内支援委員会の設置

校長のリーダーシップのもと、全校的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に推進の核となる特別支援教育に関する委員会を設置し、機能させることが必要です。「通級による指導」の実施にあたっては、指導担当者任せにしない校内全体でのシステムが求められており、役割の明確化を図ることが重要となります。



支援教育コーディネーターの役割

支援教育コーディネーターは保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担います。学校全体で組織的な支援を行うためには、教員間や関係機関との連携が重要であり、生徒・保護者からの相談や、担任等の気づきから支援教育コーディネーターは担任等と連携して情報を集約し、生徒の抱える困難さや必要と思われる支援を整理するとともに、合理的配慮の検討を行います。

また、学校内外の関係者との連絡・調整役として、今後の支援について、複数の教員や機関で方針を共有することをめざします。

さらに、必要に応じて校内研修を企画・運営して教員の理解を深めたり、校外の研修会や研究会の情報提供を行うことも役割の一つです。

支援教育コーディネーターの役割(例)

校内	校外
校内委員会、 ケース会議の運営・ 情報収集	関係機関等の 情報収集・整理
担任、 教科担当者等への 支援	支援学校や 専門機関等へ 相談する際の 情報収集、連絡調整
校内研修の 企画・運営	保護者からの 相談窓口

支援教育コーディネーターの役割

- 学習面や行動面で特別な教育的支援が必要な生徒に早期に気づく。
 - 特別な教育的支援が必要な生徒の実態把握を行い、学級担任の指導への支援方策を具体化する。
 - 保護者や関係機関と連携して、特別な教育的支援を必要とする生徒に対する個別的教育支援計画を作成する。
 - 校内関係者と連携して、特別な教育的支援を必要とする生徒に対する個別の指導計画を作成する。
 - 特別な教育的支援が必要な生徒への指導とその保護者との連携について、全教職員の共通理解を図る。
- また、そのための校内研修を推進する。

- 専門家*に判断を求めるかどうかを検討する。

なお、LD、ADHD、ASD等の判断を教員が行うものではないことに十分注意する。

- 保護者相談の窓口となるとともに、理解推進の中心となる。



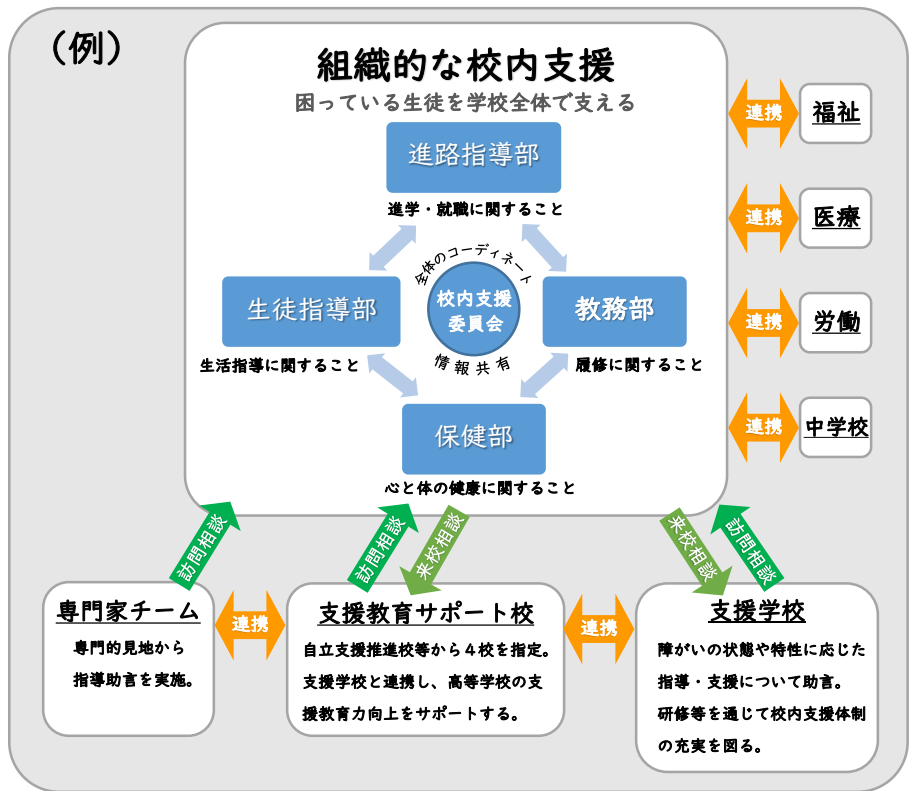
*大阪府教育庁では「高等学校支援教育力充実事業『専門家チーム』」を設置しており、特別支援教育に関する専門的知識・経験を有する学識経験者等から生徒の障がいによる困難に関する判断や望ましい教育的対応等についての指導助言を受けることができます。

関係機関との連携

生徒の能力や可能性を最大限伸ばしていくためには、一人ひとりの障がいの状態や程度等の専門的な判断や個々の障がいの特性に基づく適切な指導が必要です。

指導・支援に当たっては、中学校からの引継ぎや専門的な教育を行っている支援学校等と連携を図るとともに、医療等の外部機関、地域の福祉・労働等との連携が求められます。

生徒の支援内容等について、支援教育サポート校や支援学校へ相談することができますので、活用手続きは管理職に相談してください。



障害者差別解消法

「国連の『障害者の権利に関する条約』の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』（いわゆる『障害者差別解消法』）が制定され、平成28年4月1日から施行されました。」

「令和3年5月、同法は改正されました（令和3年法律第56号）。改正法は公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を越えない範囲内において政令で定める日から施行されます。」
（内閣府ホームページより）

- <概要>
1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
 2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
 3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

大阪府障がい者差別解消ガイドライン（第3版）

障がいを理由とする差別について府民の皆様の関心と理解を深めるため、何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等を記載したガイドラインを策定しました。

障がいを理由とする差別とは？

1 不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、権利利益を侵害すること。

2 合理的配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないこと。

3 その他、不適切な行為等

法上の差別の類型には該当しないが、障がいのある人に対する不適切な発言や態度のあった事例を「不適切な行為」と整理すること。
 差別があったということについて確認や判断ができないけれども、障がいのある人が差別だと感じるような事例を「不快・不満」と整理すること。

合理的配慮

「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

(文部科学省 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進より)

基礎的環境整備

「基礎的環境整備」とは、合理的配慮の基礎となる環境整備です。「合理的配慮」の充実を図るうえで、「基礎的環境整備」の充実は欠かせません。学校においては学級づくりや授業におけるユニバーサルデザイン*を充実させることにより、すべての生徒が過ごしやすい環境をつくる必要があります。

*ユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、

ユニバーサルデザインは、あらかじめ、多様な人々が利用しやすいようデザインする考え方

(文部科学省 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進より)

合理的配慮と基礎的環境整備の関係

Aさんへの
合理的配慮

Bさんへの
合理的配慮

Cさんへの
合理的配慮

学校における基礎的環境整備

- 「安心できる」集団づくり
- 違いを認め合う集団
 - 失敗を認め合う集団
 - 否定的にとらえない集団

- 「わかる」授業づくり
- 視覚化（見てわかる支援）
 - 構造化（見通しのある授業）
 - 協働化（言語活動の充実）



通級による指導を始める前に…

高等学校における通級指導教室

通級による指導

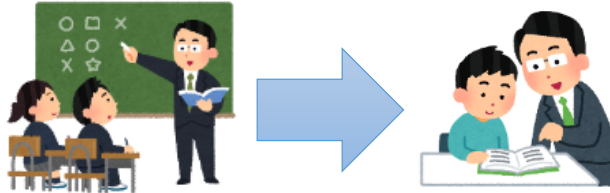
個々の生徒の自立をめざし、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うため、一人ひとりに応じた指導を行います。

○対象となる生徒

大阪府立高等学校における通級による指導は、当面の間、発達障がいやその特性のある生徒を対象としています。生徒・保護者の希望や、学校生活での実態把握をとおして、通級による指導の対象となるかを総合的に判断します。通級による指導のための入学者選抜はありません。また、中学校等での通級による指導の経験や、医療機関等の診断書の有無は問いません。

○指導形態

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障がいに応じた特別の指導を特別な場で受ける。

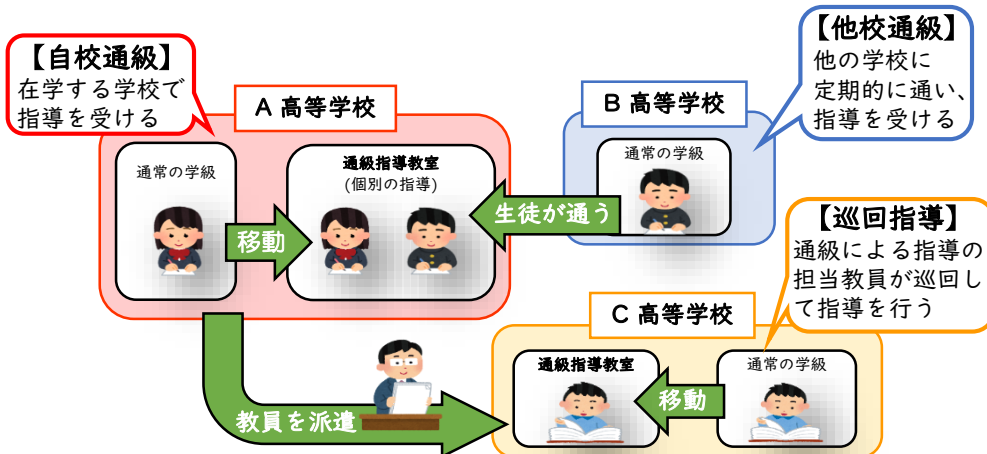


○指導内容

障がいの特性による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために、支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である「自立活動」に相当する指導を行います。特に必要がある場合は、障がいの状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行うことができるものの、単なる教科の遅れを補充するための指導はできません。

○通級による指導の実施形態

通級による指導の実施形態は「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」が考えられます。いずれの実施形態の場合も、生徒が在籍する学校の校長が特別の教育課程の編成や単位認定を行います。



*大阪府立高等学校では、当面の間、自校通級を基本としています

通級による指導の実施に当たっては、その担当教員が支援教育コーディネーター等と連絡を取りつつ、生徒の在籍学級（他校通級の場合は、在籍高校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換や、助言を行う等の連携・協力をする。

○特別の教育課程の編成及び注意点

障がいの特性に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができます。また、これらの指導に係る修得単位数は、年間7単位まで卒業認定単位に含めることができ、年度をまたぐことも可能です。

ただし、高等学校学習指導要領に規定する必修教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動、専門学科におけるすべての生徒に履修させる専門教科・科目及び総合学科における「産業社会と人間」については、通級による指導と替えることはできません。

●加える場合の例（授業時数が増加）

放課後等、授業のない時間帯に実施

各学科に共通する必修教科・科目 (31単位)	総合的な探究の時間 (2単位)	選択教科・科目 (41単位)	障がい特性に応じた特別の指導 (年間7単位まで)	特別活動
---------------------------	--------------------	-------------------	-----------------------------	------

授業時数が増加



●替える場合の例（授業時数が増加なし）

選択教科・科目等の授業に替えて実施

各学科に共通する必修教科・科目 (31単位)	総合的な探究の時間 (2単位)	選択教科・科目 (41単位)	特別活動
		障がい特性に応じた特別の指導 (年間7単位まで)	



メリット 😊	選択教科・科目の選択の妨げにならない	放課後や長期休業中の部活動や委員会活動等に制限なく参加できる
デメリット 😞	放課後や長期休業中に実施する場合、部活動や委員会活動等との調整が難しい。当該生徒の週当たりの授業時数が負担過重とならないよう配慮することが必要である	選択できなくなる教科・科目があるため、進路選択に必要な教科・科目との調整が必要である

法的根拠

省令等の改正により、平成30年度から高等学校等においても特別の教育課程を編成して、通級による指導を行うことができるようになりました。

学校教育法施行規則第140条

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、（中略）特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者 二 自閉症者 三 情緒障害者 四 弱視者
- 五 難聴者 六 学習障害者 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害*のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

*肢体不自由、病弱及び身体虚弱

学校教育法施行規則第141条

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

自立活動

通級による指導では、個々の生徒の実態に応じて指導目標や具体的な指導内容を定めた「個別の指導計画」を作成し、それに基づいて「自立活動」に相当する指導を行います。

自立活動は特別支援学校学習指導要領において定められている指導領域であり、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されており、それら代表的な要素である27項目が6つの区分に分類・整理されています。これらの内容はそのすべてを取り扱うのではなく、一人ひとりの生徒の実態に応じて必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な「指導内容」を設定することが重要です。

自立活動は身辺自立や社会的自立をめざすだけではなく、本人が精一杯取り組む中で最大限の力を発揮することが大切です。

特別支援学校 高等部学習指導要領 第6章 自立活動

第1款 目標

個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

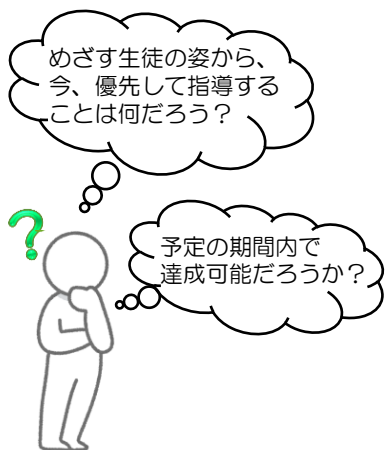
* 「自立活動」の指導は、学校の教育活動全般を通じて行われるものであり、通級による指導における目標を全教員と共有するとともに、各教科、行事、部活動等の指導を通じて適切に行う必要があります。

<特別支援学校学習指導要領における「自立活動」の6区分27項目>

区分	項目	観点（解説編より）
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること (5) 健康状態の維持・改善に関すること	生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること (2) 状況の理解と変化への対応に関すること (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気づく
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること (2) 他者の意図や感情の理解に関すること (3) 自己の理解と行動の調整に関すること (4) 集団への参加の基礎に関すること	自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること (4) 身体の移動能力に関すること (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること	日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること (2) 言語の受容と表出に関すること (3) 言語の形成と活用に関すること (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること	場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする

通級による指導の目標・内容設定のプロセス

(例)



詳細な実態把握が
出発点！

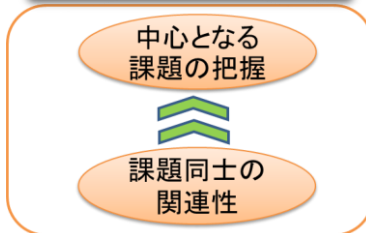
ステップ1 実態把握

ステップ5 指導内容の設定

ステップ4 指導目標を達成するために必要な項目の選定

ステップ3 優先する指導目標の設定

ステップ2 課題関連図の作成



選定した項目を関連づけて具体的な指導内容を考えよう。

中心となる課題に関する区別の項目は何だろうか？



それらの項目と関連する他の項目はないだろうか？

生徒の中で、それぞれがどのように影響しあっているのだろうか？



この課題が解決すれば、別の課題の改善も期待できそうだ！

*連続性のある学びを保障し、通常の学級における授業とのつながりが大切であることから中高連絡協議会や引継ぎ会、アンケート等を活用し、中学校での取組みやその生徒への指導・支援の履歴についても把握します

- 「自立活動」の内容の区分に即して… 健康の保持 心理的な安定 人間関係の形成 環境の把握 身体の動き コミュニケーション
- 学习上又は生活上の困難やこれまでの学習状況から… すでにできていること 支援があればできること
- 高校卒業後を想定して… 卒業までに育みたい力

自立活動実践事例

事例① 行動の優先順位とスケジュール管理の意識づけ

自立活動の区分
・健康の保持
・心理的な安定



どのような生徒？

予定や時間の管理がうまくできず、スケジュール過多となり、生活習慣が乱れたり、体調を崩したりする

どのような学習が必要？

・物事の優先順位を考える
・自分に合ったスケジュール管理の方法を知る

具体的な学習内容例

・自分の1日の行動を可視化して、実現可能なスケジュールが立てられているかを考える
・スケジュール管理するための様々なツールを試し、自分に最適なものを探す

事例② 困ったときに周りにヘルプメッセージを発する

自立活動の区分
・健康の保持
・人間関係の形成



どのような生徒？

困ったことがあったときに、それを周りに伝えられず、一人で悩んで混乱し、感情のコントロールができなくなる

どのような学習が必要？

・自分が困ったときに、どうすれば落ち着いて行動することができるのかを知る
・他者にヘルプメッセージを伝える方法を考える

具体的な学習内容例

・自分がどのような時に困るか、また、解決するためにはどうすればよいかについて、自分の気持ちを書き出す
・困ったときに相手に伝える方法や内容を考え、グループワーク等で実践する

事例③ 友人との円滑なコミュニケーションの取り方を学ぶ

自立活動の区分
・人間関係の形成
・コミュニケーション



どのような生徒？

他者とのコミュニケーションに比べて意識があるため、友人関係に広がりが少ない

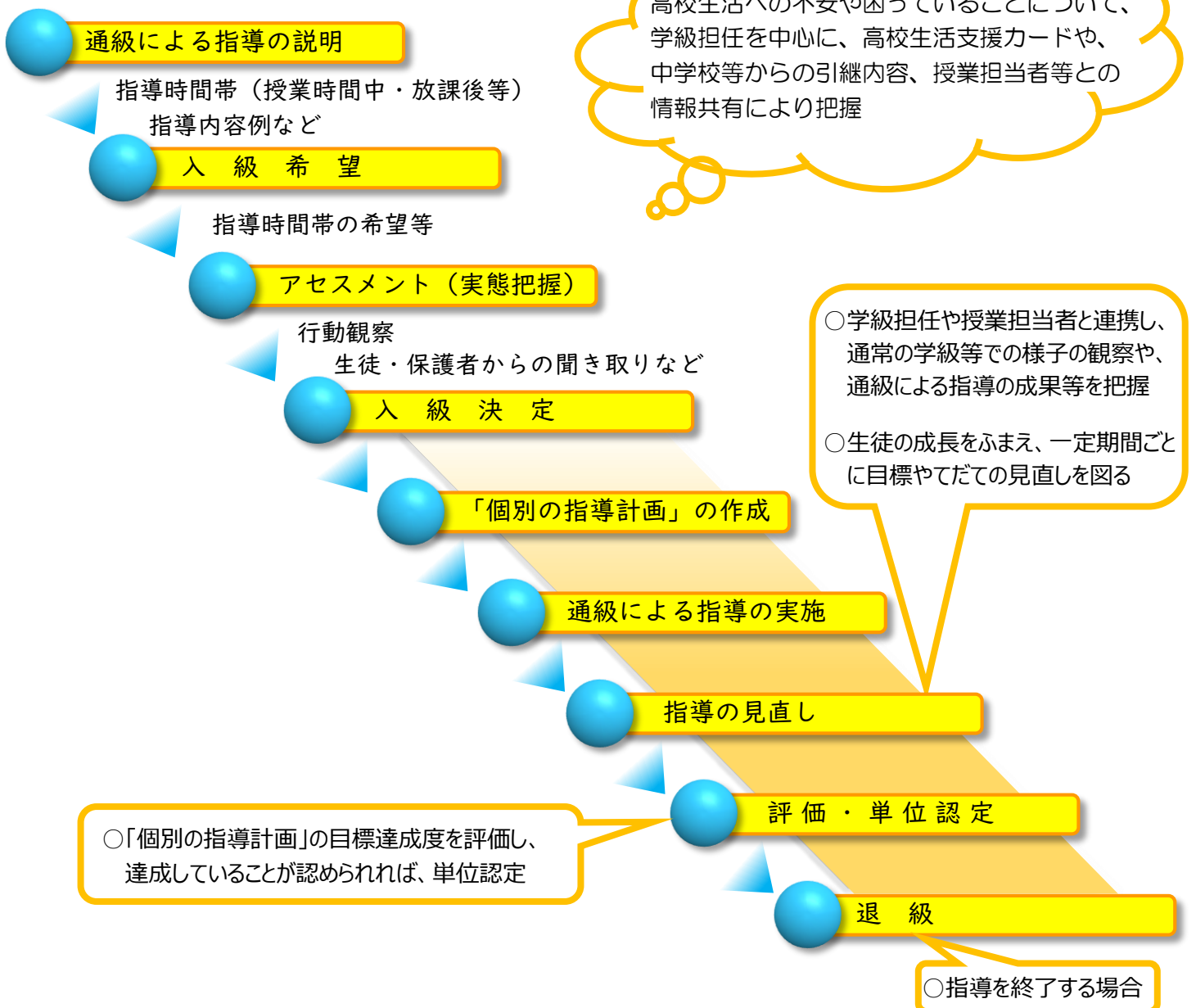
どのような学習が必要？

・他者とのコミュニケーションの取り方を考える
・トラブルの対処法などを知る

具体的な学習内容例

・学校生活や社会生活で実際に想定される課題や場面をイメージしながら必要なソーシャルスキルトレーニングをする

通級による指導の実施の流れ（例）



生徒・保護者・中学校等への周知

【生徒・保護者に対して】

学校のホームページや学校説明会、合格者説明会等の機会を活用し、通級による指導の目的や内容を説明していくことが必要です。小中学校からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人ひとりの教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供するという観点から実施されるものであるという趣旨をふまえながら、指導内容等についても説明を行います。

【中学校等に対して】

通級による指導の実施にあたっては、そのねらいや指導内容について理解を得るとともに、生徒のニーズをふまえた適切な進路指導や支援内容の引継ぎがなされることが重要です。学校説明会やオープンスクール等の機会を通じて、高等学校における「通級による指導」の趣旨をふまえた理解啓発を行う必要があります。

評価・単位認定

個別の指導計画における通級による指導の目標が、通級による指導の時間に加え、通常の授業等での対象生徒の変容等もふまえたうえで、十分に達成できたと学校長が判断した場合に単位認定を行うことになります。



*評価は文章表記とし、評定の記載はしない。

*指導要録への記載

様式1（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な探究の時間の次に「自立活動」の欄を設けて修得単位数の計を記載する。
様式2（指導に関する記録）の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を記載する。

高等学校学習指導要領（平成30年告示）

高等学校における単位習得の認定について、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とし、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

通級指導教室の環境整備

校内で比較的静かな場所に通級指導教室を設置することで、外部からの音や視覚的な刺激を軽減するとともに、注視や傾聴しやすいよう配色や掲示、備品の配置などに留意が必要です。また、衝動を抑えきれずに行動したり、興奮した場合に落ち着きを取り戻せる等安全性を十分考慮した空間を確保しておくことが大切です。

具体例

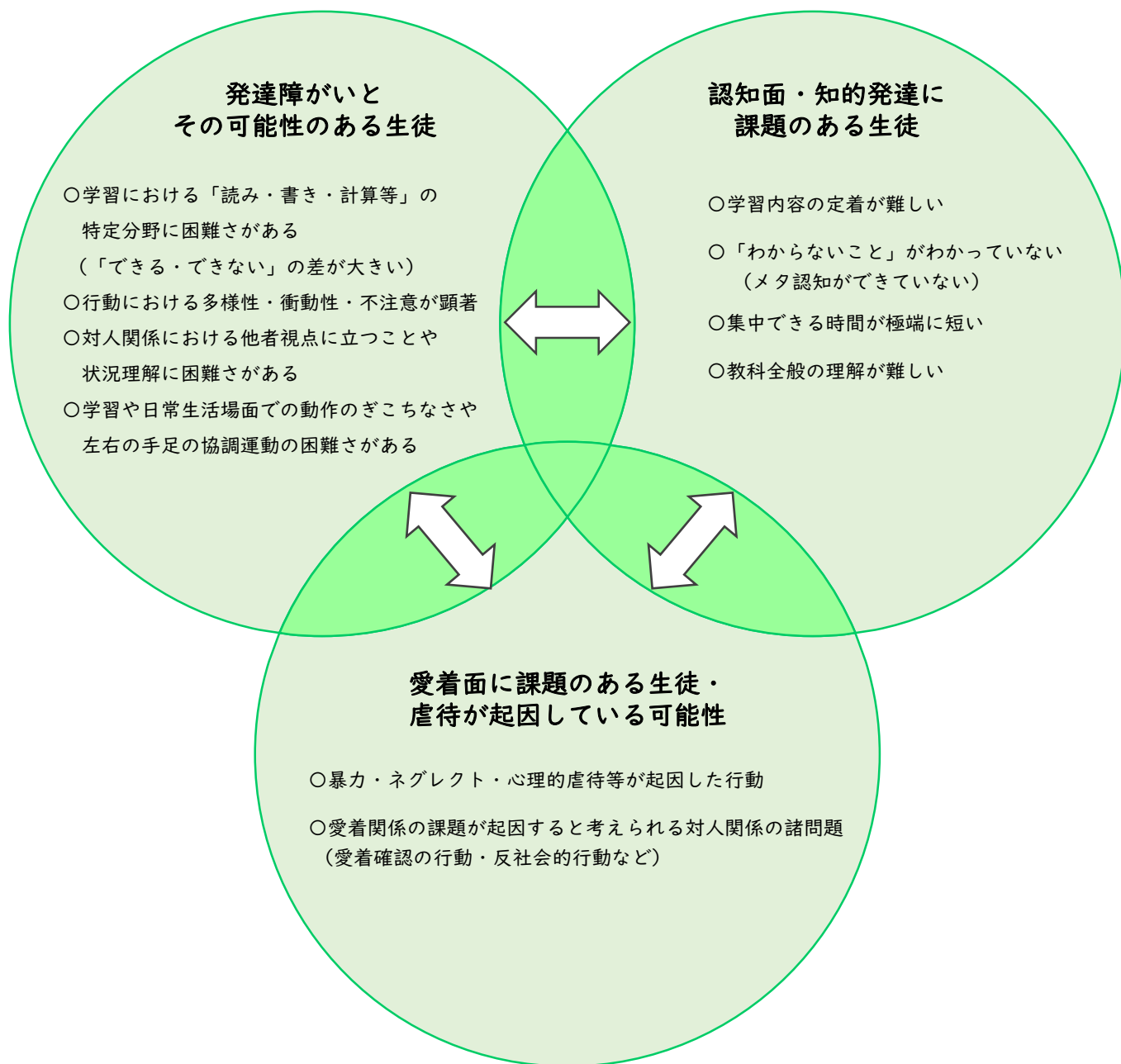
- ・集中して学習に取り組めるようカーテンや衝立を活用する
- ・見通しをもてるようカレンダーや行事予定、教室でのルールを掲示し、視覚化する
- ・学習に集中できない生徒のため、壁向きに机を設置する
- ・グループでの活動が必要な場合に活用できるスペースを確保する
- ・各種カードやタブレット、書籍、プリントを保管し、いつでも使えるようにしておく
- ・気持ちを落ち着かせるためのクールダウンスペースを設置する
- ・バランスボールやバランスクッション、マット等の協調運動に必要なものを用意する など



生徒指導の展開

実態把握

生徒の困っていることの根幹にあるものが障がいの特性によるものなのか、他の要因も関係しているのか、学校での様子や中学校等からの引継ぎ資料も活用し、整理することが必要です。家庭や中学校等とも連携し、生徒の行動面だけでなく、取り巻く環境を含めて多面的にアセスメントすることが重要です。



候補となる対象生徒の決定

発達障がいやその可能性のある生徒について、早期に校内支援委員会にて支援教育コーディネーターを中心に対象となる生徒の実態や学習、行動、生活における教育的ニーズの把握に努め、高校生活支援カード等を活用しつつ、通級による指導の対象となりうるかを協議します。

生徒の困りに寄り添い、通級による指導による生徒の変容を教員間で共通認識するなど、通常の学級での汎化を意識した指導が重要です。

生徒・保護者へのアプローチ

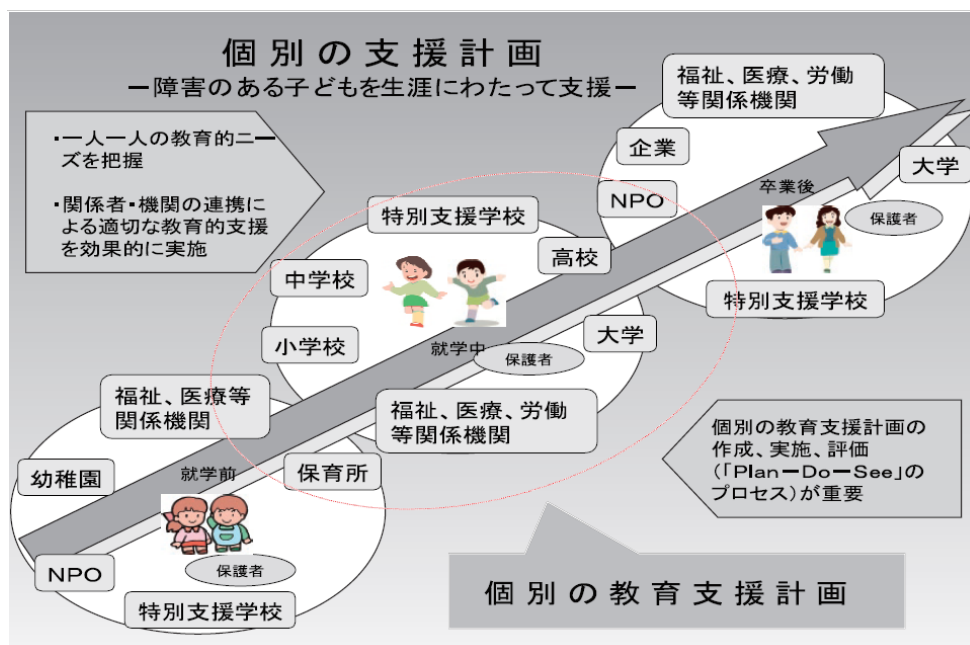
生徒によっては、自己理解を十分にできていないことで、指導・支援の必要性を感じられず、特別な指導を受けることに抵抗を感じてしまう場合があります。心理的負担について配慮しながら、「通級による指導」によらない支援を行う中で、生徒自身がその支援について有用な支援だと実感することが大切です。すぐに結論を求めず、将来的に「通級による指導」につながるよう、柔軟な決定のプロセスや相談体制の構築を行います。

指導にあたっては、生徒、保護者のニーズや意向を十分に考慮したうえで、「通級による指導」の目的や内容、評価、履修、個人情報扱い等に関する説明を行い、合意形成を図ってください。

個別の教育支援計画・個別の指導計画

高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説「総則編」

障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。



○作成の留意点・活用の効果

個別の教育支援計画は、教育課程の編成について、全教員が共通理解をするための大切な情報となります。また、個別の指導計画を作成する（指導内容・指導方法）際の材料となるものであり、個別の指導計画で設定された目標に基づいて評価及び単位認定を行います。

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
概要	生徒・保護者の願い、障がいによる困難な状況、支援の内容、生育歴、相談歴など、生徒に関する事項について、生徒・保護者を含めた関係機関（教育・福祉・医療・労働）で情報共有するためのツール	生徒の実態に応じて適切な指導を行えるよう、一人ひとりの指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしたもの
作成の留意点	各ライフステージにおいて、様々な人や機関が関わることから、これまでの生育過程や学習内容等をふまえ、保護者や関係機関を含んだ複数の視点から生徒を把握したうえ、将来の自立をみすえた長期的な視点をもって作成する	一人ひとりの状況に応じた指導を行う通級指導において、課題の整理、指導目標の設定、指導内容の明確化、指導方法の検討により、一貫した支援をするとともに指導結果の把握ができるよう作成する
活用の効果	保護者や関係機関と多面的、多角的に生徒の情報を共有することで、情報が蓄積し、将来をみすえた支援についてよりよく考えることができる	指導の経過が把握でき、生徒に対する計画的、継続的な指導ができる

《個別の指導計画の目標設定（例）》

長期目標（年間）	短期目標（学期）	主な自立活動の区分	関連する自立活動の区分
スケジュールや物の管理がうまくできるようになる	自分に合った管理方法を見つけ、見通しを持つ	1	2・6
整理整頓やプランニングなどの実行機能力を高める	プリントの整理や部屋の片づけの段取りについて、自分が取り組みやすい方法を見つける	1	2・4
ストレスをうまくコントロールするスキルが使えるようになる	ストレス時の対処方法を検討し、対処の幅を広げる	2	3・4
自分の得意やにがてがわかり、必要な環境調整ができる	にがてに対する対処法を検討し、より力が発揮しやすい方法を獲得する	2・4	6
自己理解を深め、必要な支援を自ら求められるようになる。	自分のことを客観的に表現する言葉を知り、自分のにがてを、程度の分類もしながら整理する	2・6	4
対人関係スキルを学び、適切な自己表現ができるようになる	困った時のヘルプの出し方について、具体的な表現方法を蓄積する	3・6	4

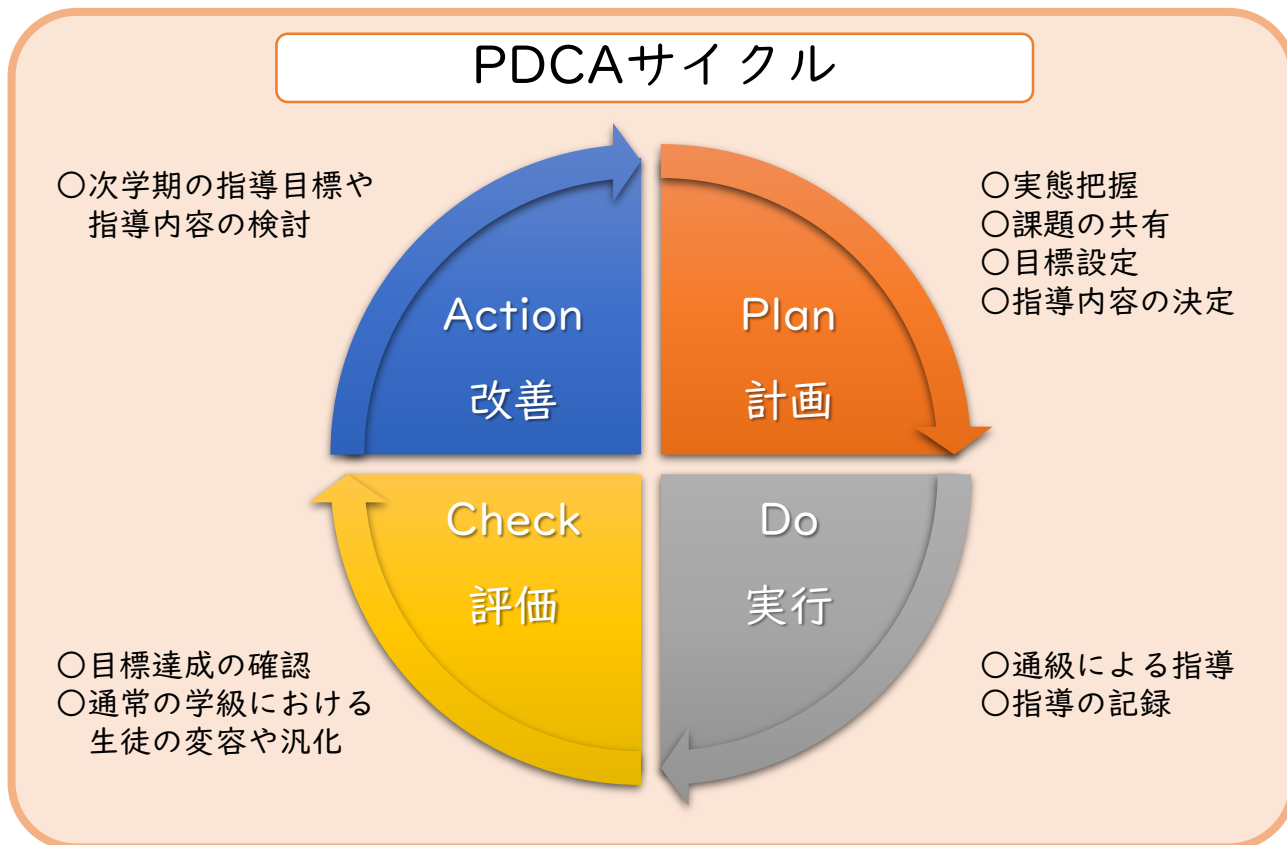
《自立活動の6区分》

- 1.健康の保持 2.心理的な安定 3.人間関係の形成 4.環境把握 5.身体の動き 6.コミュニケーション

○見直し

計画作成後も実施状況を適宜評価し、改善を図っていくことが不可欠です。

指導や支援の実践に際しては計画(Plan)→実践(Do)→評価(Check)→改善(Action)のサイクルによる見直しを行いながら、適切な指導や必要な支援を進めていくことが大切です。



○引継ぎ

校内の引継ぎは、担任や教科担当者が進級時に次の担当者へ確実に引き継ぎます。

進路先への引継ぎは、個人情報保護の観点に留意しつつ、支援教育コーディネーター等が、引き継ぐ内容を生徒・保護者と共有したうえで、生徒・保護者から進路先へ引き継ぎます。

目標に対して、どこまで達成できたのか、今後の課題は何かを引き継ぐことで継続した支援が可能となります。

また、進学や就職により、場所や人、活動内容など、大きな環境変化で不安が生じる可能性があることから、生徒や保護者の不安に寄り添うとともに、特に、環境変化に伴う想定される困難さについて検討し、スムーズな移行に向け、本人・保護者のニーズや特性等への必要な配慮や支援を進路先に伝えます。



<通級による指導実践事例>

&

<資料>



通級による指導実践事例

通級による指導実践事例 【事例のみかた】

個別の指導計画における短期目標	学年 通級による指導の対象生徒の状況	
通級指導開始時における生徒の状況		
関連する自立活動の内容	区分	内容
	この指導に関連する自立活動の区分・項目など	
本事例のキーワード		

【指導の具体的な様子】

	学習内容	指導上の留意点 (場面・内容)	成果・課題・次段階に向けた取組
第一段階	第一段階の目標 ★この段階における到達目標 ・指導開始時の学習内容	・指導上の工夫やてだて ・通常の学級との連携	・第一段階での生徒の様子 ・通級による指導担当者の気づき 【第二段階に向けて】 次の段階にステップアップするためのてだてなど
	第二段階の目標 ★この段階における到達目標 第一段階の様子等をふまえた学習内容	・指導上の工夫やてだて ・通常の学級との連携	・第二段階での生徒の様子 ・通級による指導担当者の気づき 【第三段階に向けて】 次の段階にステップアップするためのてだてなど
第三段階	第三段階の目標 ★この段階における到達目標 第二段階の様子等をふまえた学習内容	・指導上の工夫やてだて ・通常の学級との連携	・第三段階での生徒の様子 ・通級による指導担当者の気づき

【通級指導の成果 (生徒の変容)】

- ★通級による指導を受けたことによる本人の変化 (本人のスキルアップ)
- ★通常の学級での生徒の変容 (通級による指導の成果が感じられた場面や周りの反応等)

通級による指導実践事例 No. 1

個別の指導計画における短期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション場面での自分の傾向を知り、自分の良いところに気づく ・自分の意見を伝えることができるようになる 			
通級指導開始時における生徒の状況	学 年	2年	指導時期	4月～9月
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の活動には積極的に参加するが、コミュニケーションににがて意識があるために必要なやり取りができず、集団内での役割が十分に果たせないことがある ・自分に自信がなく、自分の気持ちや考えを表出することに困難を感じている 			
関連する自立活動の内容	区 分		内 容	
	心理的な安定		状況の理解と変化への対応	
	人間関係の形成 コミュニケーション		他者との関わりの基礎 言語の受容と表出	
本事例のキーワード	自己表出 自己肯定感 集団 グループワーク			

【指導の具体的な様子】

	学 習 内 容	指導上の留意点（場面・内容）	成果・課題・次段階に向けた取組
第一段階	第一段階の目標 対人場面での自分の傾向に気づく ①行動傾向・認知傾向を知る ・自己理解のためのチェックリスト ②グループワークⅠ（2人～4人） ・他者と協力して一つの絵を描く【参考A】 ③グループワークⅡ（2人～4人） ・コミュニケーションゲーム	①について ・対人場面での自分の傾向を客観的に見ることができるように、ソーシャルスキルや認知傾向といった観点で自分を振り返ることができるチェックリストを用意する ②③について ・対人場面における自分の傾向に、体験を通して気づくことができるよう、グループワーク終了後に、「行動に対する気づき」「感情に対する気づき」を出し合う	・チェックリストの結果や、グループワークの中で、「人に対する信頼感が低い」「期待される行動は分かっているが行動に移すことができない」といった自分の行動や考え方の傾向を整理することができた ・グループワークでは、自分の意見があっても黙って頷くことが多く、自分の意見や気持ちを表出することが課題としてあがった 【第二段階に向けて】 ・「自分のよさ」に気づき、自信を持つ ・自分の意見を表出し、それが認められる経験を増やす
	第二段階の目標 自分の良さに自信を持つことができる ①グループワークⅢ（2人～4人） ○コンセンサスゲーム【参考B】 ・価値観の違いを知る ・集団における合意形成の経験 ②グループワークⅣ（2人～4人） ○意思伝達ワーク【参考C】	①②について ・「聞き上手であること」に自信を持つことができるように、「聞き手の重要性」が実感できるワークを用意するとともに、ワークの最中やワーク後の振り返りの際に「聞き手の重要性」を言語化する ・発言への意欲を養うため、発言内容の良い部分をフィードバックするよう努める	・「コミュニケーションは、話すことだけでなく、上手に聞くことも大切であることがわかった」という発言があった ・グループの中で、自身の発言内容が他者に認められ、肯定的に評価される経験が重なるにつれて、自ら発言することが増えた 【第三段階に向けて】 ・他者とのコミュニケーションにおいて「聞き上手」であることを意識しつつ、自身も発言することを楽しむことができるような機会を設ける
第三段階	第三段階の目標 自分の良さを活用する ①グループワークⅤ（2人～4人） ・テーマに沿ったフリートーク ②グループワークⅥ（2人～4人） ・互いの「良いところ」探し	①について ・「聞き上手」な面が発揮されるように、本人が共感をしやすいテーマを設定する ②について ・自信を持って、自分の強みを説明できるように、ワークの中で見つけた「自分のよいところ」や「仲間の良いところ」を言語化する	・自分の良いところを客観的に分析し、言語化することが出来た ・グループで話し合う場面では、他者の発言を受け入れながら自分の意見を言うことができた

【通級指導の成果（生徒の変容）】

<ul style="list-style-type: none"> ・10月以降、修学旅行のグループ活動をどうするかについて話し合った際には、自分のやりたいことをグループ内で発言し、仲間と意見を調整している様子が見られた ・11月に行った三者懇談では、「修学旅行について班で話し合うのがすごく楽しい。今まで経験したことがない」という発言があった

【参考A】（第一段階②） グループワーク（協力して絵を描く）



用意するもの

半分に切った模造紙・筆記用具

方法

①事前の相談や作画中の会話はなしで、お互いの行動や表情からお互いに何を考えているのかを読み取りながら、テーマのある一枚の絵を完成させる。（15分）

②もう一枚模造紙を配布し、別のテーマで、今度は自由に会話しながら描く（15分）

③振り返り

- ・他人の言葉や動作に反応する自分の感情に気付く
- ・感じた気持ちや自分の意見をどのような行動に繋げているか意識する
- ・コミュニケーションの道具としての言葉、動作、表情などについて考える

【参考B】（第二段階①） グループワーク（価値観の違いと集団での合意形成）

コンセンサスゲーム

- ・無人島に持っていくとしたら何？
- ・もしも魔法が使えたら？

ねらい・留意点

- ・合意形成を行うためのコミュニケーションスキルについて学ぶ
- ・グループで考えることの良さに気づく
- ・安心して自分の意見が言えるよう、受容的な態度で話し合う

【参考C】（第二段階②） グループワーク（意思伝達ワーク）

意思伝達ゲーム

- ・描かれた図形を言葉だけで伝える
- ・言葉を使わずジェスチャーで伝える
（一人で伝える／ペアで協力して伝える）

ねらい・留意点

- ・コミュニケーションは、言語によるコミュニケーションと非言語コミュニケーションで成り立っており、両方をうまく使うことで豊富な情報をやり取りしているということを実感する
- ・言語によるコミュニケーションでは、話し手だけでなく、うまく聞きだそうとする聞き手の役割が大切であることを体感する

通級による指導実践事例 No.2

個別の指導計画における短期目標	<ul style="list-style-type: none"> 自分がどんな場面でどんな気持ちになるか、感情のレベルを認識する 自分に合ったクールダウンの方法を学び、実践できるようになる 			
通級指導開始時における生徒の状況	学年	3年	指導時期	8月～1月
	<ul style="list-style-type: none"> 何事にも興味関心が高く、周囲の人と積極的に関わる姿勢が見られる 暗黙の了解を理解することや、表情や身振りなどから相手の真意を読み取ることが難しい 勝ち負けへのこだわりが強く、自分にとって不本意な結果に大きな不安やストレスを感じ、パニックを起こすことがある 			
関連する自立活動の内容	区 分		内 容	
	心理的な安定		状況の理解と変化への対応	
	人間関係の形成		自己の理解と行動の調整	
本事例のキーワード	アンガーマネジメント コーピング			

【指導の具体的な様子】

学 習 内 容		指導上の留意点（場面・内容）	成果・課題・次段階に向けた取組
第一段階	第一段階の目標 自己理解を深める ①今の自分を分析 ・「幸せを感じる時」「怒りを感じる時」を書き出し、どのような出来事と結びついているか整理する ②感情のメカニズムを理解する ・ワークシートを使用し、自分がなぜそんな気持ちになるのか考える 【参考A】 ③感情のレベルを可視化 ・幸せと怒りをそれぞれ5段階に分け、対応する言葉や場面を考える 【参考B】	①について ・怒りだけでなく、楽しいなどプラスの気持ちにも注目させる ②について ・怒りの元となっている感情（悔しさ、焦り、劣等感、混乱など）に気づくことが、怒りのコントロールにつながることを伝える ③について ・怒りにも段階があり、小さなものから爆発寸前のもので、自分がどれくらい自覚しているか（あるいは自覚していないか）を一緒に確認しておく	・感情をレベル分けすることにより、我慢できるレベルとパニックになりやすいレベルを客観的に確認することができた ・怒りの元となっている悔しさや不安などの具体的な感情を教員と共有することができた 【第二段階に向けて】 ・自分が怒りを感じやすい場面やきっかけに気づき、実際の日常生活で意識できるようになる
	第二段階の目標 ストレスに応じた対処方法を考える ①現在の対処方法を整理する ・現在、自分がストレスを感じたときに行っている対処方法を振り返り、良い点、改善したい点を整理する ②よりよい対処方法を考える ・ストレスレベルに応じて、自分に合った対処方法を考える	①について ・できるだけ最近起こった出来事を取り上げ、その時の気持ちや行動を具体的に思い出させる ・対処方法に対して、結果がどうなったかを必ず確認しておく ②について ・第一段階で可視化した感情のグラフを活用し、レベルごとで異なる対処方法が考えられることに気づかせる	・はじめは、イライラした時は「無視する」「反論する」しか挙げられなかったが、感情のグラフに沿ってレベルごとに考えるうちに「保健室に行く」「絵を描いて気分転換する」「好きな感触のものに触れて気分を落ち着ける」など、複数の対処方法を考えることができた 【第三段階に向けて】 ・通常の学級での授業や集団活動で、自分の感情に気づき、感情レベルに応じた対処方法をとれるようになる
第三段階の目標 対処方法を実践する ①実践Ⅰ ・学校外（家庭など）におけるストレス場面に気づき、レベルに応じた対処方法を取り、結果を検証する ②実践Ⅱ 学校生活におけるストレス場面に気づき、レベルに応じた対処方法を取り、結果を検証する	①②について ・通常の学級の担任、授業担当者、養護教諭、保護者等と情報共有し、本人が対処方法をとる様子を観察・報告してもらうように調整しておく ・生徒が対処方法を取った時には、結果に関わらず、対処方法を選択したこと自体を評価し、認める	・家庭におけるストレス場面に気づいて「ストレスを減らすための空間がほしい」と保護者に伝えることができ、そのための自分に合ったアイテム（室内用テント）を選択し、安心できる空間を作る工夫ができた ・通常の学級での授業においても、自分がストレスを感じる場面に早い段階で気づき、対処方法を取ることができた	

【通級指導の成果（生徒の変容）】

<ul style="list-style-type: none"> 自分で考えた複数の対処方法を、通常の授業やクラス活動において、積極的に活用する様子が見られた 自分が納得できない場面や、不本意な結果があっても、その場で感情を爆発させず、保健室や通級指導教室まで我慢するなど、自分で気持ちをコントロールする場面が増えた 保健室を訪れた際、「ちょっと落ち着きたいので来ました」「もう大丈夫なので(教室に)帰ります」など、クールダウンの必要性の判断と報告を主体的に行うことが複数回あったと、養護教諭より報告があった

【参考A】(第一段階②) 感情のメカニズムを考えるワークシート

"IDEA" No. _____

"IDEA" You are Individual. Develop yourself. Educate yourself. Appreciate yourself.

今日の研究テーマ: **感情をコントロールするスキル**
怒りの下にある気持ちとは?

1 自分の感情(怒り)に気づきましょう。
①最近イライラしたり、怒りを感じたことはありますか? それはどんな時ですか?
②そのようにイライラして怒った時、どんな感じになりますか? 当てはまるものを全てに○をつけてみましょう。

①() 目や耳が熱くなる ②() 手のひらが平ばむ ③() 口の中が乾く
④() 胃のあたりが重くなる ⑤() 心臓がすこぶやく動く ⑥() 胸がぎゅっと締めつけられる感じがする
⑦() 息苦しくなり、息が荒くなる ⑧() 顔が真っ白になる ⑨() 手が震えにふしをつくる
⑩() その他()

③その時どう対処しましたか? またイライラした時どう行動していますか? (行動したことがありますか?)

2 怒りをコントロールできると…
怒りは、() が持つ感情です。ですから、その感情が間違ったのではなく、その後どう対処するかが重要になります。怒りの感情を上手く() できず、そのまま相手にぶつけてしまうと、かえってトラブルが大きくなったり、() が壊れてしまうかもしれませんが、怒りの感情を() できれば、自分自身も() たり、() せず、みんなが() に過ごせます。

3 怒りの正体とは…
①怒りの下にあるような気持ちがあったのでしょうか? 当てはまる感情すべてに○をつけましょう。

みじめ 混乱 ばかにされた 心配 憎しみ 弱さ 悲しみ 傷ついた
劣等感 依存心 焦り 不満 支配欲 痛み 拒絶された 嫉妬心 疎外感
自己嫌悪 憤りなき 恨み 無視された 後悔 侮辱 悔しさ 自信がない
その他()

②怒りは…() なのもの
怒りの下には見えないたくさんの() な感情があります。怒りとはそれらの感情を引き出した相手や出来事に対する() とされます。
— 自分も相手も傷つく前に() に気づき、() をコントロールすることがポイントです。

4 代表的な感情(怒り)のコントロール法

①() →大きく息を吸って、呼吸を止めて、(数を数えて)、ゆっくり吐いて。
②() →ゆっくり10数える。1, 2, 3, ……OK!
③その場から() →「ごめん、またあとで聞くね」「すみません、少し一人になりたいです」
④相手に() を伝える →「そんなこと言われると傷つくなあ」
⑤()
⑥()
⑦()
⑧()

* 気持ちを落ち着かせる方法はひとそれぞれです。自分に合った方法を考えてみましょう!

宿題: 自分の感情の記録をつけてみましょう。その時、どのようにコントロールしたかも振り返って記入しましょう。

月日	イライラした場面	怒りの下にあった気持ち	どのようにコントロールした?
/			

名前 _____

【参考B】(第一段階③) 気持ちのものさし

ねらい・留意点

- Happiness 編は、リラックスする工夫の参考に

ねらい・留意点

- Anger 編は、クールダウンの具体的な方法の検討に活用する

気持ちのものさし(Happiness)

プラスの感情にもレベルがありますよね、凹んでいるとき、イライラが消えないとき、幸せの法則を利用するのもいいかも。自分がどんな時に幸せを感じるか、一度振り返ってみましょう。

幸せ	どんな気持ち?	どんな時? 何をしている時?
レベル5		
レベル4		
レベル3		
レベル2		
レベル1		
レベル0	なんともない。ふつう。	

気持ちのものさし(Anger)

「怒り」にも色々なレベルがあります。どんな時にどのレベルになるのか、またそれぞれのレベルでの表現法、対処法(どうやってやり過ごすか)を知っておくと、気持ちのコントロールに役立ちます。

怒り	どんな気持ち?	どんな時?	対処法
レベル5			
レベル4			
レベル3			
レベル2			
レベル1			
レベル0	なんともない。ふつう。		

通級による指導実践事例 No. 3

個別の指導計画における短期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・行動に優先順位をつける際の基準を意識できる ・自分に合ったスケジュール管理の方法を見つけて継続する 			
通級による指導開始時における生徒の状況	学年	2年	指導時期	10月～3月
	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉を字義通りに受け取ってしまう傾向があり、相手の意図や真意を汲み取れない時がある ・持ち物、時間、スケジュールの管理が難しい。自分の状況に即したスケジュールを組むことが苦手で、生活がうまく回らなくなることがある ・各教科の定期考査の結果からは、学習上のつまずきはみられない 			
関連する自立活動の内容	区分	内容		
	健康の保持 心理的な安定	生活のリズムや生活習慣の形成 状況の理解と変化への対応		
本事例のキーワード	優先順位 スケジュール管理 忘れ物			

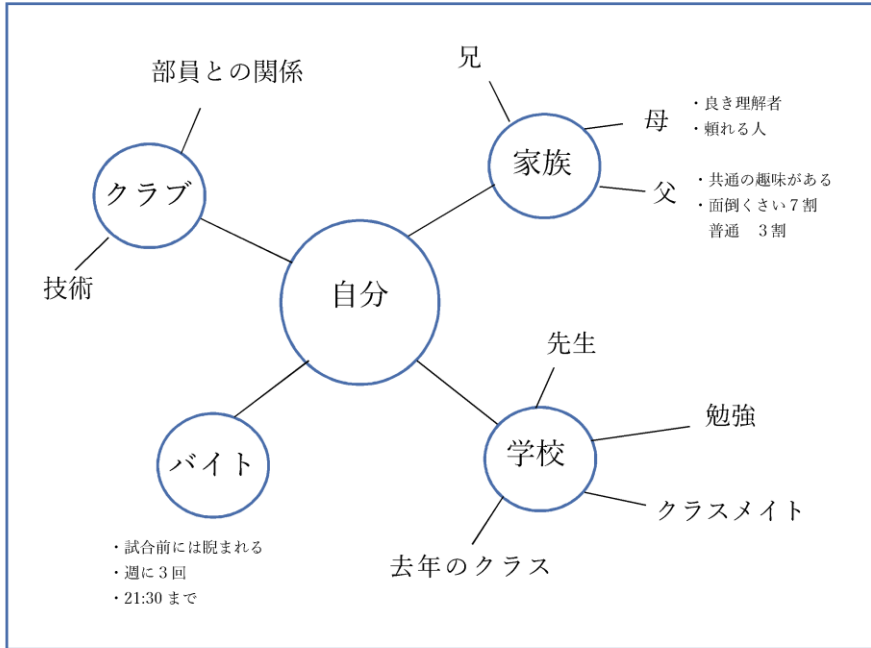
【指導の具体的な様子】

	学習内容	指導上の留意点 (場面・内容)	成果・課題・次段階に向けた取組
第一段階	第一段階の目標 生活の可視化 ①自分関連図 ・自分がつながっている社会を図式化する【参考A】 ②1日(24時間)の行動 ・行動に費やす時間の確認 ・24時間テーブルの作成【参考B】 ③授業に必要なものを書き出そう ・時間割表に各教科の授業で必要なもの(及び課題の有無)を記入する【参考C】	①②について ・自分が関わっている場と、そこでの行動を個々に考えるのではなく、1日のつながりの中で捉えるよう示す ③について ・授業に必要なものや提出物の有無を明記し、できていることと、できていないことを明確にすることで、自分の傾向に気づくよう促す	・24時間テーブルにより、1日の予定をつめこみすぎていることに気づき、今の自分に必要なことを取捨選択する必要を自覚できた ・授業に必要なものを書き出すことにより、「忘れ物が多い教科」、「忘れ物がない教科」があり、その原因を考察することができた 【第二段階に向けて】 ・自分にとって実行可能なスケジュールを立てることや、スケジュール管理の方法を考えることが、これからの学習課題である
	第二段階	第二段階の目標 スケジュールを立てるコツを知る ①グループワーク(2人～4人) ・情報整理ワーク ・手順を考えるワーク【参考D】 ②スケジュール作りのワーク ・アルバイトを辞めるまで ・受験カレンダー作り ・冬休みの旅行の行程	①について ・情報の整理の仕方について、様々な方法があることを知るために、グループ学習で行う ②について ・日常生活で実際にスケジュールを立てる力に繋げるために、実例を用いてスケジュールを立てる練習を行う
第三段階		第三段階の目標 スケジュールの管理方法を決めて実践する ①様々なスケジュール管理ツールを使ってみる ②提出物を期限どおりに提出するためのアイデアを出す	①について ・スケジュール管理の方法について、いくつか例示し、生徒が興味を示した方法で取組む ②について ・提出物の期限を守るために、課題内容と提出期限という2つの要素を管理するのだということ意識させる

【通級による指導の成果(生徒の変容)】

<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールの詰め込み過ぎで回らなくなっていた日常であったが、行動の取捨選択を考えられるようになったことで、余裕をもって毎日を送ることができるようになった。 ・スケジュールを管理することで、課題などの提出をあきらめずに最後までやり遂げようとする意欲が見られるようになった。
--

【参考A】(第一段階①) 自分関連図



それぞれの場に関連するイメージを、広げていきながら書く

【参考B】(第一段階②) 24時間テーブル

5:00	
6:00	
7:00	起床・準備
8:00	登校
9:00	授業
10:00	

①平日(アルバイトのある日)
②平日(アルバイトのない日)
③土曜日
④日曜日
の4つのパターンで書く

【参考C】(第一段階③) 授業に必要なものを書き出そう

時間割					
	月	火	水	木	金
1	LST	現代文	日本史	化学	古典
プリント 提出物	X	○ ノート	X	○ ファイル	○ ファイル
2	LST	古典	日本史	現代文	化学
プリント 提出物	X	○ ファイル	X	○ ノート	○ ファイル
3	小論文	協働	実用書	英語	体育

• 教科ごとにプリントや提出物のあるなしを記入
• プリントや提出物がある教科の中でも、忘れ物がある教科と忘れ物がない教科とに分かれたので、忘れる原因と忘れるタイミングについて考え、対策を考える

【参考D】(第二段階①) グループワーク(手順を考えるワーク)

- 買い物の手順を考える。どういう順番で買い物をすれば効率的か
- 海外旅行のプランニング。どういう順番で観光地を巡るのがよいか
- 限られた時間でできるだけたくさんの葉を作ろう

• どのような意図があってその手順で行ったかを、それぞれが説明し、お互いの良いところを学び合う

○教職員の気づきシート

教職員の気づきシート

チェック欄には次の項目を入力する

強くそう思う：◎

ややそう思う：△

該当なし・不明：無記入

作成日： 年 月 日

生徒名：

作成者：

1 学習や理解に関すること

- 周囲のことに気が散り、ひとつひとつの行動に時間がかかる
- ◎ 机上や棚を整理整頓する習慣が身につけていない
- ◎ 授業で使用するプリント等の紛失が多い
- △ 授業に必要な物品の忘れ物が多い
- ◎ 授業における課題等の取組みについて、提出期限等をみすえたスケジュールを立てられない
- 予告なしに行われる避難訓練などの急な予定変更に対応できず、混乱したり、不安になったりする
- 板書等をノートに書き写すのに時間がかかる
- 板書等を書き写す部分を理解できていない
- 教科書の読んでいる部分がわからなくなることが多い
- 一連の作業において最後まで集中が続かないことがある
- 指示内容について、文字や文章を読むだけでは理解しがたい
- △ 指示内容について、話を聞くだけでは理解しがたい

2 社会性に関すること

- ◎ 自己理解が進んでおらず、自分の得意なことや、にがてなことを把握できていない
- 生活環境など様々な要因から、心理的に緊張したり不安になったりする
- 集団での活動に参加することができないことがある
- 他人から「自分にとって都合なこと」を指摘されると、反発して興奮を静められない
- 障がいがあることや過去の失敗経験等により、自己に肯定的な感情を持つことができない
- 人との関わりや、生活全般において消極的である
- ストレスを溜め込み、イライラしていることが多い
- 失敗等によって落ち込んだときには、立ち直るまでに相当の期間を要する
- △ 言葉や表情、身振りなどを総合的に判断して相手の状態を読み取り、それに応じた行動ができない
- 言葉を字義通り受け止めてしまう
- △ 行動や表情に表れている相手の真意を読み取れない
- 状況にそぐわない言動・行動があり、友人関係を築きにくい
- △ 「他者が自分をどう見ているか」、「どうしてそのような見方をするのか」ということの意味が十分でない
- △ 相手との会話の背景や経過を類推することが難しい
- 説明を聞き漏らしたり、最後まで聞かずに行動するために、内容を理解していないことがある
- 持ち主の了解を得ないで、物を使ったり、相手が使っている物を無理に手に入れようとしたりする
- 他者の意図を理解して、それに対する自分の考えを相手に正しく伝えたりすることが難しい
- 相手の立場や気持ち、状況などに応じた適切な言葉遣いがにがてである
- ◎ 自身が困っているときに、ヘルプメッセージを発することがにがてである

3 身体に関すること

- 特定の音に強く不快感を抱くことがある
- 身体接触や衣服の材質に強く不快感を抱くことがある
- 手足を協調させて動かすことや、微細な運動することに困難が見られる
- 教師が示す手本どおりに模倣することが難しい

4 その他 気づいたこと

自分の考えを言語化して相手に説明することができる。
 注意や指導を受けたときは、反発せずに素直に反省できる。
 相手の話を最後まで聞くことはできるが、根本の理解ができていなかったり、記憶として定着していないことがある。
 都合の悪いことや、評価が下がると思われる事柄を隠したりごまかそうとしたりするために、結果的に周囲に迷惑をかけてしまうことがある。

○行動観察等によるアセスメントシート

作成日 年 月 日
生徒名
作成者

行動観察等によるアセスメントシート

項目	生徒のようす
障がい等の状態	
基本的な生活習慣	
基礎的な学力	
行動等の特徴	
社会性 ・ 対人関係	
指導に生かしたい良さ	
本人及び保護者のニーズ	
諸検査結果からの情報	

○高校生活支援カード

高校生活支援カードの内容は、学校の状況に応じて、質問の文言の変更（内容が変わらない範囲で）、選択肢の変更、ルビうち、レイアウトの変更、質問項目の追加が可能です。なお、高校版個別の教育支援計画作成に必要な項目（Ⅰ 2、3、Ⅱ 1、Ⅲ 1、4、5、6、7）以外の項目については、削除あるいは学校が独自に作成した別の項目に変更可能とします。

A4版 高校生活支援カード 表面

大阪府立高等学校 高校生活支援カード

大阪府立〇〇高等学校

生徒名	
-----	--

学校の状況により文章
を変更することは可能

高校では、これまでとちがった環境での学びがスタートします。新しい出会いやはじめて経験する授業など期待が膨らむ一方で、高校生活に不安を感じることもあります。このカードは、高校が、これまでの生徒の学びや育ちを引継ぎ、すべての生徒にとって、安全で安心な学校づくりをすすめるために作成します。

作成したカードは、教育相談、生徒指導、進路指導、支援委員会などで生徒の指導・支援の充実に向けて活用します。また、必要に応じて個別の教育支援計画の作成につなげていきます。

※ 二つ折りのまま回収します。

※ 内側にも名前を記入してください。

高校生活支援カード

1年組 2年組 3年組

生徒名 _____ 出身中学校 _____

保護者名 _____ 記載日 _____ 年 月 日

I 将来の目標等について（生徒本人が記入してください）*該当する口に✓をつけてください。

1 人との関わり方・働き方について（生徒本人が記入してください）
次のAとBのうち、大切にしたい方の数字に○をつけましょう。どちらか
せん。自分の気持ちに正直に選択してください。

【人との関わり方】

A 1 2 3 4

いろいろな人と友人になりたい

1 2 3 4

人の意見を聞いて行動する

1 2 3 4

困った時は人に相談する

【将来就きたい仕事について】

A 1 2 3 4

幅広くたくさんのことに挑戦したい

1 2 3 4

毎日いろいろな人と接する仕事

1 2 3 4

能力を十分にいかせる仕事

B 1 2 3 4

必要な人とつきあいたい

1 2 3 4

自分で考えて行動する

1 2 3 4

困った時は自分で解決する

B 1 2 3 4

一つの事を極めたい

1 2 3 4

毎日接する人が少ない仕事

1 2 3 4

能力をいかに活かすかには関係ない仕事

人との関わり方、職業観について
本人の心情を把握します。質問項目を追加することは可能

得意な力については、選択肢を変更することはできませんが、記述
を変えることは可能
(例：□先生の話をしっかり聞く力⇒□先生の指示を的確に把握
する力)

本人のニーズ

自己認知
評価(*)

長期的目標

関係機関との
連携

保護者のニーズ

障がい等の有無

支援の内容

得意・評価
(*)

2 自分がもっとも得意と感じる力について、次の3つの中から1つを選んでください。

□先生の話をしっかり聞く力 □課題や提出物等をやりとげる力 □発言や発表、企画・立案をする力

3 卒業後の進路について、希望する進路を選んでください。

□進学 □就職 □未定 □その他の進路()

選択肢を追加することは可能

(例：□進学⇒□国立大学 □私立大学 □専門学校
□就職⇒□就職 □アルバイト)

II 地域との関わりについて（保護者の方が記入してください）

1 小中学校時代の地域等との関わりについて（複数回答可）

□教育関係（地域のスポーツクラブや学習塾等）

□地域関係（子ども会や他の団体等）

□福祉関係（地域の福祉機関やボランティア団体等）

□医療関係（かかりつけの医療機関等）

関係機関で活動されていたのが書いてください。

選択肢の説明文（カッコ内の文章）
を変更することは可能

III 安全で安心な高校生活を過ごすために（保護者の方が記入してください）

1 高校生活で不安に感じる事（複数回答可）

□成績 □進級 □卒業 □進路 □友人関係 □コミュニケーション □いじめ

□通学 □遅刻 □欠席 □忘れ物 □提出物 □生活指導面

□その他()

選択肢を追加、変更することは可能
(例：□言語)

2 これまでの学校生活で、不安に感じた事や通学しにくくなるような出来事

□はい □特にない

3 入学後、スクールカウンセラーによるカウンセリングを希望しますか。

4 学校生活面で配慮を希望することがありますか。

5 学習面で教員に配慮を希望することがありますか。

6 障がい等で支援を希望することがありますか。

選択肢を追加、変更することは可能
(例：□座席 □制服)

□すでに個別的教育支援計画を持っている

配慮の内容(□トイレ □食事 □更衣 □友人との関係 □服装等のこだわり □その他)

*さしつかえがなければ、具体的にどのような支援が必要か記入してください。

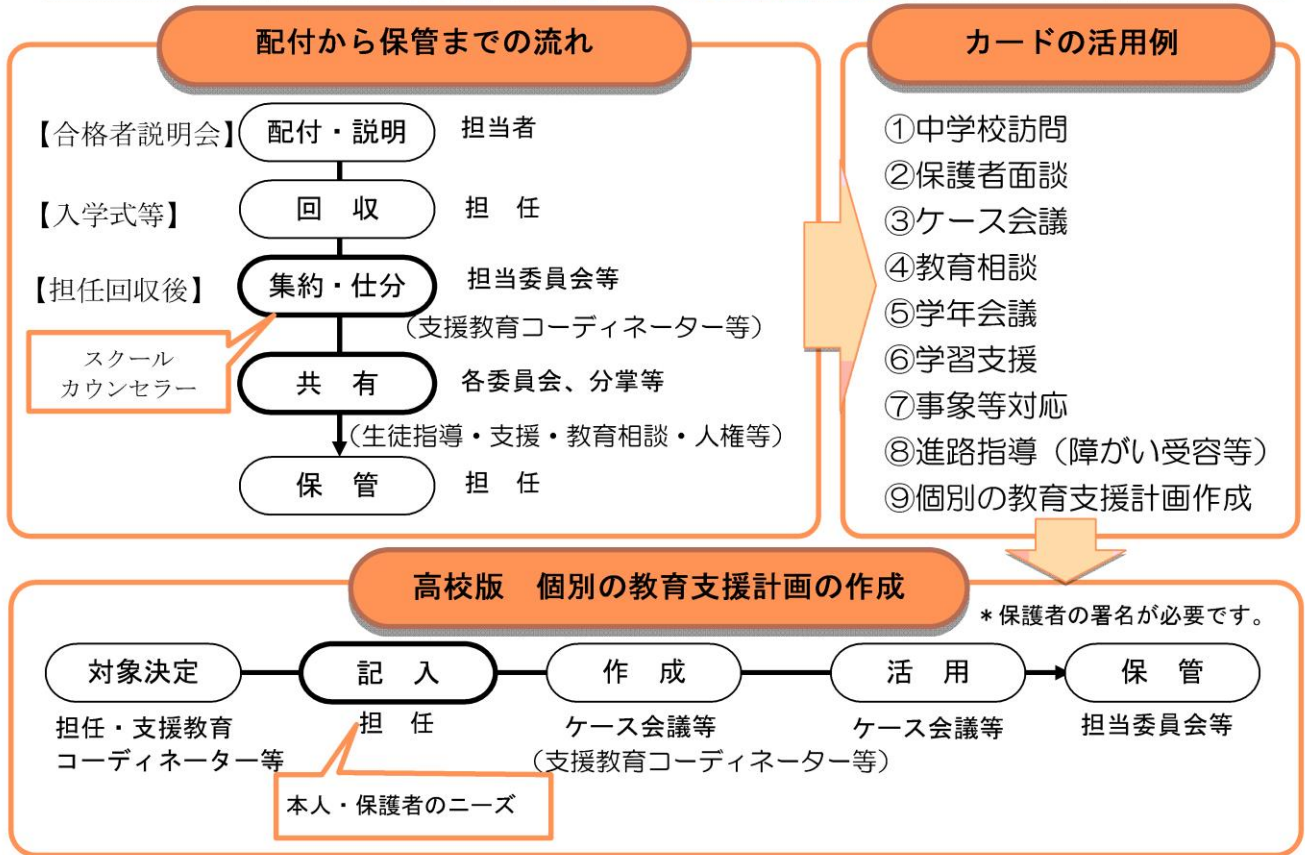
7 本人が得意な事（自慢できる事）や評価してほしいところについて書いてください。

*得意・評価の欄の3つの観点については、冊子「高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための共感からはじまる『わかる』授業づくり」の理論編P21～P23、資料編P95～P107をもとに設定しています。

* ○印は、高校版 個別的教育支援計画に必要な項目

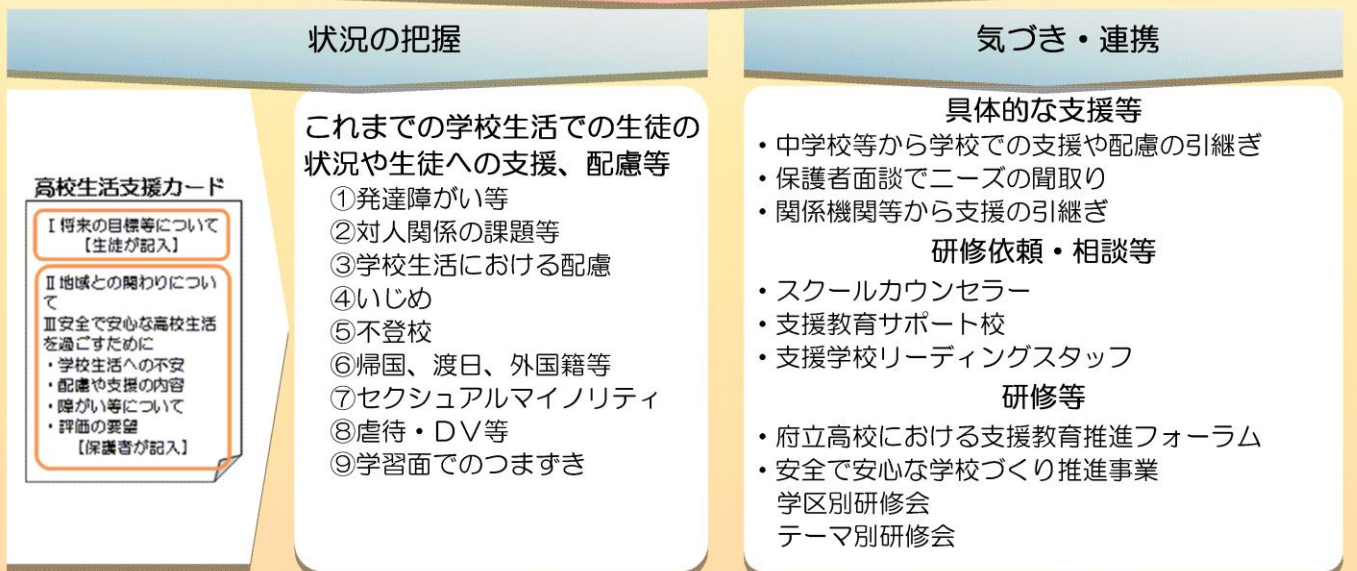
高校生活支援カードの活用

～ これまでの学びと育ちの引継ぎと支援 ～



高校生活支援カードモデル校での「3つの成果」

I 生徒、保護者、地域の状況把握 II 保護者、教員の意識改革 III 生徒、保護者、教員への支援



参考冊子、資料等 (大阪府作成)

- ・ 教職員人権研修ハンドブック【全般】
- ・ COMPASSシリーズ【全般】
- ・ 明日からの支援に向けて【①②③】
- ・ 共感からはじまる「わかる」授業づくり【①②⑨】
- ・ いじめ対応プログラムⅠ、Ⅱ【②④】
- ・ 中退の未然防止のために【③⑤】
- ・ 帰国・渡日生徒の日本語指導に向けた受け入れマニュアル【⑥】
- ・ 本名指導の手引【⑥】
- ・ 教職員向けDV被害者対応マニュアル【⑧】
- ・ 子どもたちの輝く未来のために【⑧】

高校版 個別の教育支援計画の作成

高校版 個別の教育支援計画は、高校生活支援カードの記載内容（項目Ⅰ2、3、Ⅱ1、Ⅲ1、4、5、6、7）から作成をはじめることができます。学校が障がい等により、支援や配慮を必要であると判断した生徒に対して作成をします。なお、既に学校独自の様式がある場合は、変更の必要はありません。また、作成にあたっては保護者、本人の署名が必要となります。

「個別の教育支援計画」についての
個人情報の収集・管理に関する規定・承諾書

本校は、個人情報保護の趣旨に則り、「個別の教育支援計画」（以下「本計画書」といいます）に関し、個人情報の管理を以下のとおり行います。

- 個人情報の収集については、本計画書の作成・充実とより良い支援のために、必要な範囲の情報を適切な方法により収集します。
- 本計画書は、本校在学中は学校で保管・管理をします。本人（保護者）より申し出があれば写しをお返しします。
- 個人情報の内容確認・訂正・削除については、必要に応じて適切な対応を学校が行いません。
- 在学中、必要な関係機関に情報を提供する場合は、本人（保護者）の承諾のもと、本人（保護者）に必要な情報を託して行います。
- 卒業等の時点で、本計画書は本人（保護者）へ返却します。なおお返しは卒業後5年間、学校で保管し、その後責任をもって廃棄します。
- 卒業時（卒業後）、進路先の求めがあった場合も、4と同様に、本人（保護者）の承諾のもと、本人（保護者）を通じて必要な個人情報の提供をします。
- 関係機関に情報を提供した場合は、本計画書に「個別の教育支援計画発行申請書」を添えることで記録していきます。

大阪府立 高等学校長

個別の教育支援計画への個人情報記載を了承し、上記1～7の項目を承諾します。

平成 年 月 日
 (署名) 本人 _____
 保護者名 _____

大阪府立高等学校
個別の教育支援計画

大阪府立〇〇高等学校

入学年度 _____ 年

生徒名 _____

クラス・担任 年 組 _____

_____ 年 組 _____

_____ 年 組 _____

表面

大阪府立高等学校 個別の教育支援計画

大阪府立〇〇高等学校 入学年度 平成〇〇年

生徒名	性別	生年月日	
保護者名		記載日	
住所			
連絡先	電話番号		
記入者			
出身中学校等	〇出席者 ()		
生徒の状況 (障がいの状況や手帳の有無、診断名等)			
関係機関との連携 関係機関との連携協力・支援ネットワーク等	<input type="checkbox"/> 教育関係 (地域のスポーツクラブや学習塾等) <input type="checkbox"/> 地域関係 (子供会や他の団体等) <input type="checkbox"/> 福祉関係 (地域の福祉機関やボランティア団体等) <input type="checkbox"/> 医療関係 (かかりつけの医療機関等) 機関名、担当、連携、支援内容		
卒業後の希望	<input type="checkbox"/> 進学 () <input type="checkbox"/> 就職 () <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> その他の進路 ()		
卒業後の希望	備考		

	1年	2年	3年
	活かしたい観点 (特性) もっとも得意な観点にチェックを入れる	<input type="checkbox"/> 先生の話をきちんと聞く力 <input type="checkbox"/> 詳細や物出等をやりとげる力 <input type="checkbox"/> 発言や発表、企画・立案をする力	<input type="checkbox"/> 認知的な観点 <input type="checkbox"/> 作業的な観点 <input type="checkbox"/> 言語・推論的な観点
余韻の過ごし方 興味・関心部活動等			
支援の目標	1年		
	2年		
	3年		
支援の内容	1年	<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 更衣 <input type="checkbox"/> 友人との関係 <input type="checkbox"/> 服装等のこたわり <input type="checkbox"/> 定期考査等での配慮 <input type="checkbox"/> その他	
	2年	<input type="checkbox"/> 定期考査等での配慮	
	3年	<input type="checkbox"/> 定期考査等での配慮	
評価 (支援の目標に対する評価)	評価の時期 (平成 年 月 日)		

裏面

個人情報の収集・管理に関する規定、承諾書

保護者署名欄

障がいの状況 (Ⅲ 6, 7)

関係機関との連携 (Ⅱ 1)

卒業後の希望 (Ⅰ 3)

活かしたい観点 (Ⅰ 2)

支援の内容 (Ⅲ 1, 4, 5, 6)

○個別の教育支援計画

大阪府立高等学校 個別の教育支援計画

大阪府立〇〇高等学校

入学年度 _____ 年

生徒名 _____

クラス・担任 _____ 年 組 ・ _____

_____ 年 組 ・ _____

_____ 年 組 ・ _____

大阪府立高等学校 個別の教育支援計画

大阪府立〇〇高等学校 入学年度 令和〇〇年

生徒名	性別	生年月日	
保護者名		記載日	
住所 連絡先	電話番号		
記入者			
出身中学校 等	○担当者（ ）		
生徒の状況 (障がいの状況や手帳の有無、診断名等)			
関係機関との連携協力・支援ネットワーク等	<input type="checkbox"/> 教育関係（地域のスポーツクラブや学習塾等） <input type="checkbox"/> 地域関係（子供会や他の団体等） <input type="checkbox"/> 福祉関係（地域の福祉機関やボランティア団体等） <input type="checkbox"/> 医療関係（かかりつけの医療機関等） 機関名、担当、連携、支援内容 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> 支援を受けている関係機関名、 主な担当者・連絡先などを明記 </div>		
卒業後の希望	<input type="checkbox"/> 進学（ ） <input type="checkbox"/> 就職（ ） <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> その他の進路（ ）		
	備考		

	1年	2年	3年
活かしたい 観点 (特性) もっとも得意 な観点到にチエ ックを入れる	<input type="checkbox"/> 先生の話をきちんと聞く力 〔 〕	<input type="checkbox"/> 認知的な観点 〔 面談等で生徒や保護者の思いや願いを十分に把握するよう努める。 生徒や保護者の思いを受け止めることが何より大切です。 〕	<input type="checkbox"/> 認知的な観点
	<input type="checkbox"/> 課題や提出物等をやりとげる 力 〔 〕	<input type="checkbox"/> 作業的な観点 〔 〕	<input type="checkbox"/> 作業的な観点 〔 〕
	<input type="checkbox"/> 発言や発表、企画・立案をす る力 〔 〕	<input type="checkbox"/> 言語・推論的な観点 〔 〕	<input type="checkbox"/> 言語・推論的な観点 〔 〕
	<input type="checkbox"/> 〔 〕	<input type="checkbox"/> 〔 〕	<input type="checkbox"/> 〔 〕
余暇の 過ごし方			
興味・関心 部活動等			
支援の目標	1年		
	2年		
	3年		
支援の内容	1年	<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 更衣 <input type="checkbox"/> 友人との関係 <input type="checkbox"/> 服装等のこだわり <input type="checkbox"/> 定期考査等での配慮 <input type="checkbox"/> その他	
	2年	<input type="checkbox"/> 定期考査等での配慮	生徒や保護者の願いをもとに、「支援の目標」や、その目標を達成していくために考えられる主な支援内容、活動をわかりやすく記入します。 また、担任だけでなく、支援に関わる複数の教員が協力して考え、校内支援委員会などで検討することも必要です。
	3年	<input type="checkbox"/> 定期考査等での配慮	
評 価 (支援の目標 に対する評価)	評価の時期(令和 年 月 日)		

「個別の教育支援計画」についての 個人情報の収集・管理に関する規定・承諾書

本校は、個人情報保護の趣旨に則り、「個別の教育支援計画」（以下「本計画書」といいます）に関し、個人情報の管理を以下のとおり行います。

- 1 個人情報の収集については、本計画の作成・充実とより良い支援のために、必要な範囲の情報を適切な方法により収集します。
- 2 本計画書は、本校在学中は学校で保管・管理をします。本人（保護者）より申し出があれば写しをお渡しします。
- 3 個人情報の内容確認・訂正・削除については、必要に応じて適切な対応を学校が行いません。
- 4 在学中、必要な関係機関に情報を提供する場合は、本人（保護者）の承諾のもと、本人（保護者）に必要な情報を託して行います。
- 5 卒業等の時点で、本計画書は本人（保護者）へ返却します。なお写しは卒業後5年間、学校で保管し、その後責任をもって廃棄します。
- 6 卒業時（卒業後）、進路先の求めがあった場合も、4と同様に、本人（保護者）の承諾のもと、本人（保護者）を通じて必要な個人情報の提供をします。
- 7 関係機関に情報を提供した場合は、本計画書に「個別の教育支援計画発行申請書」を綴ることで記録していきます。

大阪府立 高等学校長

個別の教育支援計画への個人情報記載を了承し、上記1～7の項目を承諾します。

令和 年 月 日

（署名）

本人 _____

保護者名 _____

○個別の指導計画(通級用)

年度 期 個別の指導計画【自立活動】 (①実態把握→②目標設定→③具体的指導内容作成→④実施)→④評価)

年 組	生徒名 (セイメイ)	記入者	
		作成日	年 月 日

①実態把握 《生かしたいよさ(○) 特に改善・克服をめざしたい課題(★)》

生徒の実態	障がい状況 ・生活習慣	
	社会性・人間 関係・コミュニ ケーション	
	認知・感覚 ・学習	
	興味・関心・ 意欲・情緒	
	運動・動作 ・作業	
	その他	
進路希望		

②目標設定

長期目標《年間》

1	
2	

短期目標(指導目標)《学期》

1	
2	

③具体的な指導内容作成 《下記「自立活動の内容」より、指導目標達成のために必要な項目を選定して作成》

自立活動の内容	1:健康の保持	2:心理的な安定	3:人間関係の形成	4:環境把握	5:身体の動き	6:コミュニケーション
	①生活のリズムや生活習慣の形成 ②病気の状態の理解と生活管理 ③身体各部の状態の理解と養護 ④障害の特性の理解と生活環境の調整 ⑤健康状態の維持・改善	①情緒の安定 ②状況の理解と変化への対応 ③障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	①他者とのかかわりの基礎 ②他者の意図や感情の理解 ③自己の理解と行動の調整 ④集団への参加の基礎	①保有する感覚の活用 ②感覚や認知の特性についての理解と対応 ③感覚の補助及び代行手段の活用 ④感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動 ⑤認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	①姿勢と運動・動作の基本技能 ②姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ③日常生活に必要な基本動作 ④身体の移動能力 ⑤作業に必要な動作と円滑な遂行	①コミュニケーションの基礎的能力 ②言語の受容と表出 ③言語の形成と活用 ④コミュニケーション手段の選定と活用 ⑤状況に応じたコミュニケーション
具体的な指導内容(てだて・配慮)					選定した自立活動の項目 (記入例:1-①、3-④)	

④評価 《成果・到達点・課題・引継ぎ事項》

--

○通級による指導の年間計画表

年度 ○○○○ (○単位) 年間授業計画

回数	月	日	学習内容 (毎時間最初に、前回の授業以降の様子を聞き、 最後に、振り返りシートを記入)	自立活動の区分						担当者
				健康の 保持	心理的 な安定	人間 関係の 形成	環境の 把握	身体 の動き	コミュ ニケー ション	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										

「自立活動」の校内名称

<根拠法令>

○学校教育法第81条

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026>

○学校教育法施行規則140条・141条

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322M40000080011>

○特別支援学校学習指導要領等（平成29年4月公示・平成31年2月公示）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html

○特別支援教育の推進について（通知）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1300904.htm

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1387824.htm

○大阪府障がい者差別解消ガイドライン 第3版

https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_guideline.html

<参考文献>

●障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

●初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課（令和2年3月）

<https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>

●改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引 文部科学省編著（2018）

●高等学校教員のための「通級による指導」ガイドブック おさえておきたいQ&A

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所（令和2年3月）

http://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/specialized_research

●高等学校教員のための「通級による指導」ガイドブック おさえておきたい8つの課題と課題解決のための10のポイント

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所（平成30年3月）

http://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/specialized_research

●平成30年度 文部科学省「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業」発達障害に関する通級による指導

担当教員等専門性充実事業 成果報告書 大阪府教育庁（2019）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/koukou-tsukyu/index.html>

●高校生活支援カード及び大阪府立高等学校個別の教育支援計画について

大阪府教育庁教育振興室高等学校課

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/seikatusiken.html>

●『高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための社会参加をみすえた自己理解～「よさ」を活かす指導・支援～』

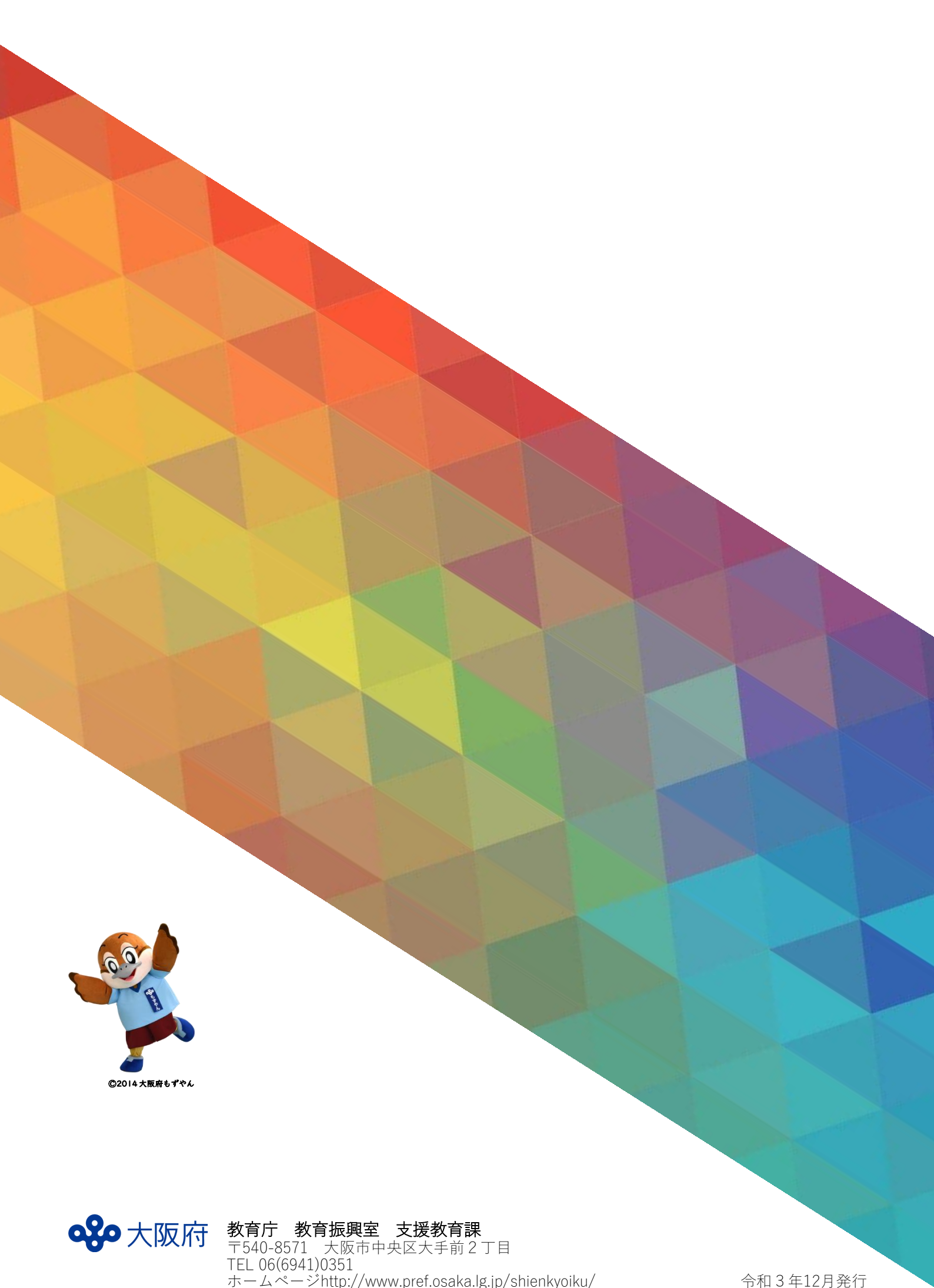
大阪府教育委員会編著 ジアース教育新社（2020）

●『高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための明日からの支援に向けて』

大阪府教育委員会編著 ジアース教育新社（2012）

●『高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための共感からはじまる「わかる」授業づくり』

大阪府教育委員会編著 ジアース教育新社（2012）



©2014大阪府もずやん



教育庁 教育振興室 支援教育課
〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目
TEL 06(6941)0351
ホームページ<http://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/>

令和3年12月発行